

保護者の皆様へ

紀の川市福祉事務所長（公印省略）

## 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の登園自粛などの対応について

感染拡大による、保健所の対応の変更（従来行っていた接触者全員のPCR検査を行わず、登園停止による経過観察を行う等）に伴い、保育所での対応を次のとおりとしますので、お知らせします。

## ①児童・職員本人が陽性になった場合

- ・保健所の指示する自宅もしくは入院療養期間（7日～10日間）、登園停止。

## ②同居家族に陽性者が発生した場合

- ・保健所の要請する自宅待機期間、登園停止。

## ③同居家族に感染の疑いがある人が発生した場合

- ・同居家族が感染していないことが確認されるまでの間（PCR検査等での陰性確認又は保健所の指示する自宅待機期間の終了）、登園自粛。この間、発熱等の症状が出た場合は、医療機関を受診してください。
- ・PCR検査や抗原検査を受けた場合は、保育所にご連絡ください。

## ④保育所のクラスで陽性者が発生した場合

- ・当該クラスは、陽性者との最終接触日の翌日（全員の接触がなくなってから）から5日間閉鎖。
- ・当該クラスの児童・職員及び陽性者と接触のあった児童・職員は、5日間登園停止。
- ・登園停止期間中に発熱等の症状が出た場合は、医療機関を受診してください。
- ・PCR検査や抗原検査を受けた場合は、保育所にご連絡ください。
- ・何も症状が出ていない人は、6日目から登園可能です。

0日	1～5日	6日
接触日	閉鎖 (登園停止・健康観察期間)	何も症状が出ていない人は、 この日から登園可能

## ⑤兄弟のクラスが閉鎖された場合（学校や他の施設を含む）

- ・兄弟のクラスの閉鎖日から3日間は登園自粛。ただし、兄弟が同じ施設にいる場合は、閉鎖期間中は兄弟も一緒に自粛をお願いします。
- ・自粛期間中に発熱等の症状が出た場合は、医療機関を受診してください。
- ・PCR検査や抗原検査を受けた場合は、保育所にご連絡ください。

## 【注意事項】

■上記の①②③⑤に該当することになった場合は、ただちに保育所にご連絡ください。また、PCR検査・抗原検査を受検した場合やPCR検査・抗原検査で陽性となった場合も、ただちに保育所にご連絡ください。

※上記の場合で、休日や夜間などの休園時に保育所等に連絡がつかない場合は、市役所（Tel0736-77-2511）に連絡してください。

■閉鎖、登園停止、登園自粛期間は、状況によって変動する場合があります。

■発熱（37.5度以上）や体調に変化があった場合は、登園を自粛いただき、医療機関の受診をお願いします。

事務担当 紀の川市福祉部 こども課 保育班  
Tel0736-77-2511（代表）